

平成30年度 利用者負担額基準表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）							
階層区分	定義	保育標準時間認定				保育短時間認定 ※3			
		乳児	1～2歳児	3歳児	4歳以上児	乳児	1～2歳児	3歳児	4歳以上児
第1階層	生活保護世帯等 ※1	円	円	円	円	円	円	円	円
		0	0	0	0	0	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の世帯	7,200	4,800	4,800	7,200	4,800	4,800		
第3階層	特定世帯 ※2	7,200	4,800	4,800	7,200	4,800	4,800		
	48,600円未満	15,600	13,200	13,200	15,400	13,000	13,000		
第4階層	57,700円未満	24,000	21,600	21,600	23,600	21,200	21,200		
	特定世帯 ※2	7,200	4,800	4,800	7,200	4,800	4,800		
	77,101円未満	24,000	21,600	21,600	23,600	21,200	21,200		
	97,000円未満	35,600	28,600	23,400	35,100	27,500	22,500		
第5階層	169,000円未満	48,800	28,600	23,400	48,000	27,500	22,500		
第6階層	301,000円未満	64,000	28,600	23,400	63,000	27,500	22,500		
第7階層	397,000円未満	83,200	68,000	28,600	23,400	81,900	66,900	27,500	22,500
第8階層	397,000円以上								

★きょうだい同時入所の場合の利用者負担額は、年齢の高い順に数え各階層利用者負担額を、第一子は全額、第二子は半額、第三子は0（免除）となります。また、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している児童（きょうだい）も対象になるため、子育て支援課まで連絡してください。（就学前児童に限る）なお、特定世帯につきましては、利用者負担額を、第一子は半額、第二子以降は0（免除）とします。

★年収約360万円未満相当の世帯（二人親の場合は市町村民税所得割課税額57,700円未満、母子世帯等の場合は77,101円未満）については、上記の多子軽減に係る年齢制限を撤廃します。下宿等で離れて暮らしているきょうだいも対象になる場合がありますので、子育て支援課まで連絡してください。

★第2階層の市町村民税非課税世帯の第2子以降については、利用者負担額を0（免除）とします。

★利用者負担額算定にあたっての市町村民税所得割課税額について「住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄付金控除等」の額は、適用しません。

★平成22年度の税制改正により年少扶養控除（0歳から15歳まで）の廃止及び特定扶養控除（16歳から18歳まで）の上乗せ部分が廃止されました。

これに伴い本来であれば、扶養控除額が減ることに伴い市町村民税額が増え、保育料も増えることとなりますが、保育料を算定するにあたり、従来どおり年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分がなかったものとして市町村民税所得割課税額を計算し、控除廃止に伴う保育料への影響を生じないよう措置します。（ただし、平成27年3月31日以前から入所している子どものいる世帯に限ります。）

★利用者負担額について、4月分から8月分までは前年度の市町村民税を算定基礎とし、9月分から3月分までは今年度の市町村民税を算定基礎とします。

※1 生活保護世帯等

生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯

※2 特定世帯

母子世帯・父子世帯・在宅障害児(者)のいる世帯

※3 保育短時間認定

求職活動中や疾病、育休中などの保護者の方が、保育所の入所を申し込む際の認定で、忠岡町では午前9時から午後5時までの間の利用に限らせていただきます。それ以外の時間帯の利用については、別途費用負担が生じます。詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。